

平成25・26年度
建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

(趣旨)

第1条 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条第1項の規定による建設業者の資格審査及び等級格付は、この基準に定めるところによる。

(審査基準日)

第2条 資格審査及び等級格付の審査基準日（以下「審査基準日」という。）は、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の各建設業者の営業年度の終了の日とする。ただし、指定範囲内に審査基準日が複数ある場合には、直近のものを審査基準とする。

(格付業種及び等級区分)

第3条 県内に主たる営業所を有する建設業者の等級格付けを行う業種及び等級区分は、以下のとおりとする。なお、県外に主たる営業所を有する建設業者については等級格付けは行わない。

土木工事業	特A、A、B、C、D	(5等級)
建築工事業	特A、A、B、C、D	(5等級)
電気工事業	A、B、C	(3等級)
管工事業	A、B、C	(3等級)
ほ装工事業	A、B	(2等級)

(等級格付の方法)

第4条 格付けの方法は、建設業法（以下「法」という。）第27条の29第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていることを前提として行い、次条以下に定める経営事項審査評価点に県独自評価点を加えた総合評価点の上位から格付けしていくこととする。

(経営事項審査評価点)

第5条 前条に規定する経営事項審査評価点数は、法第27条の29第1項の規定による総合評価値（P）とする。

(県独自の評価点)

第6条 県独自の評価については、次の各号に掲げる評価項目ごとの基準により算定した数値に基づき行うものとする。

(1) 工事成績

土木建築部及び農林水産部、企業局、教育庁の発注工事で、平成22・23年度に完成した土木・建築一式工事、電気・管・ほ装工事の成績を、工種ごとに評価し次のとおり配点する。

工事成績の評価点 (平均点)	55点未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上 90点未満	90点以上
付加点数	-25点	-20点	-15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点

(2) 技術者数 (業種別)

(平成24年7月1日以前に雇用された者で、同年12月1日現在における常勤の技術者)

- ア 土木工事業
- | | | |
|-------|-------|-----|
| 1級技術者 | 1人につき | +3点 |
| 2級技術者 | 1人につき | +1点 |
| 技術士 | 1人につき | +3点 |
- (建設部門、農業部門、林業部門、水産部門に限る。上記技術者と重複可)
- イ 建築工事業
- | | | |
|-------|-------|-----|
| 1級技術者 | 1人につき | +3点 |
| 2級技術者 | 1人につき | +1点 |
| 積算士 | 1人につき | +3点 |
- (上記技術者と重複可)
- ウ 電気・管・ほ装工事業
- | | | |
|-------|-------|-----|
| 1級技術者 | 1人につき | +3点 |
| 2級技術者 | 1人につき | +1点 |

(3) 雇用の規模

平成24年7月1日現在における健康保険・厚生年金保険等の被保険者数
被保険者 1人につき +1点 (但し50点を上限とする。)

(4) 新卒者雇用

中学、高校、短大、大学、高専又は専門学校の新卒者 (平成23年及び24年に卒業した者) を、平成24年12月1日までに雇用した場合
雇用している +5点

(5) 障害者雇用 (「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく平成24年6月1日現在の雇用状況)

- ア 法定雇用義務がある場合
- | | |
|--------------|-------------------------|
| 雇用義務を達成している | +5点 |
| 法定数以上に雇用している | 5点に加え、法定数を超える分について+5点/人 |
| 雇用義務を達成していない | -5点 |
- イ 法定雇用義務がない場合
- | | |
|--------|-----|
| 雇用している | +5点 |
|--------|-----|

(6) 表彰

- ア 土木建築部優良建設業者表彰
- | | | |
|------|--------|------|
| 知事表彰 | 各受賞業種に | +20点 |
| 部長表彰 | 各受賞業種に | +10点 |
- (平成23・24年度において表彰された工事。但し、同一業種の重複は不可)
- イ 雇用改善大臣表彰
国土交通省指定統計調査大臣表彰
安全衛生大臣表彰
- いずれの場合も+8点
(平成22年度から平成23年度までに企業を対象とした表彰に限る)
- ウ 雇用改善知事表彰
安全衛生局長表彰
- いずれの場合も+5点
(平成22年度から平成23年度までに企業を対象とした表彰に限る)

(7) 建設業退職金共済制度履行状況

(経営事項審査の基準日と同時期の履行状況、建設業退職金共済事業沖縄県支部による)

履行状況

270点～300点	+5点
210点～269点	+3点

(8) マネジメントシステムの認証取得 (平成24年12月1日時点で登録されている者。但し、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く)

ア ISOの認証取得

9001の認証取得	+13点
14001の認証取得	+13点

イ エコアクション21の認証取得

エコアクション21の認証取得	+5点
----------------	-----

(但し、ISO14001とエコアクション21の重複加算は不可)

(9) 建設業法違反等 (評価対象期間：過去2年間 (平成22・23年度))

A 指名停止措置

1か月未満	回数×(-20点)
1か月以上6か月未満	回数×(-30点)
6か月以上	回数×(-40点)

B 監督処分

指示処分	回数×(-20点)
------	-----------

営業停止

1か月未満	回数×(-30点)
1か月以上6か月未満	回数×(-40点)
6か月以上	回数×(-50点)

許可の取消処分 (一部業種に係る)	回数×(-60点)
-------------------	-----------

但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点する。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とする。

(10) 社会貢献等

下表の評価項目について、いずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点するものとする。

評価項目	加入団体	加算対象工種	点数 (活動年数)
1. 労働安全対策 2. 技術研修等参加状況 3. 地域貢献活動	(社) 沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	1年加入につき、1点付与する。 但し、上限は35点とする。
	(社) 沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事	同上
	(社) 沖縄県中小建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	同上
	(社) 沖縄県舗装業協会	舗装工事	同上

※ 団体への加入は、平成24年12月1日時点において在籍していることを条件とする。

※ 複数の団体に加入している場合には、点数の高い加入団体で評価する。

※ 過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除くものとする。

(等級格付の条件)

第7条 総合評点の順位に関わらず、等級格付けについては次の条件を設定する。なお、1級技術者は平成24年12月1日現在において在籍する者とし、同年7月1日以前に雇用されたことを要件としないこと、また、土木・建築工事業の1級技術者とは、建設業法等にいう技術者で、1級相当の大臣認定者を除くこととする。

- (1) 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級については、特定建設許可業者であること。
- (2) 土木工事業の特Aは、1級技術者8名以上、Aは3名以上を有していること。
(技術士は1級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は1人とする。)
- (3) 建築工事業の特Aは、1級技術者5名以上、Aは2名以上を有していること。
- (4) 電気・管・ほ装工事業のAは、1級技術者2名以上を有していること。
- (5) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。
- (6) 昇級は1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付ける。
- (7) 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。

(等級格付の決定)

第8条 総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案の上、決定するものとする。

(追加の資格審査申請)

第9条 定期受付時にやむを得ない事情により申請ができなかった者の追加の資格審査申請については平成25年度中に2回、別途期間を定めてこれを行うものとする。

(特例措置の適用申請)

第10条 経常建設共同企業体、官公需適格組合及び合併等の企業再編に対する特例措置の適用申請については、別に定めるところによる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については土木建築部長が別に定める。

附 則

1. この基準は、平成24年7月31日から施行する。

平成25・26年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準説明資料

1 入札参加資格審査の趣旨

公共工事の発注については、発注する建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの能力を有する建設業者を選定するとともに、不良不適格業者の排除を図る必要がある。

このため、土木建築部においては、地方自治法施行令の規定に基づき、2年毎に建設工事入札参加資格審査を行っており、平成24年度はその審査の年となっていることから、「平成25・26年度建設工事入札参加資格審査及び格付基準」を策定する必要がある。

2 審査方法

建設工事入札参加資格審査（格付5業種）においては、客観的事項（客観点数＝経営事項審査における総合評定値（P））と主観的事項（発注者が独自に評価・算定する主観点数＝発注者別評価点）を評価し、その総合評点（＝総合点数）に応じ、有資格者の等級別登録（格付け）がなされる。

※ 格付対象外の業種については、資格等審査の上、名簿掲載を行う。

3 主観的事項（県独自評価）の考え方

（基本認識）

公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、建設業の健全な発展を促進する観点から評価項目及び基準を設定する。

（具体的な考え方）

(1) 工事関連

企業の施工経験及び工事成績、品質確保につながる事項を評価する。

(2) 社会性関連

雇用や環境保全等社会貢献を行った企業に対して適切に加点評価する。

(3) 不良不適格業者の排除

公共工事に参加できる要件を満たした企業を登録するとともに、不正行為等を行った企業に対しては減点評価を行うなど厳正に対処する。

4 入札参加資格審査スケジュール

8月21日 ～28日	県内各地域での建設業者、行政書士向け説明会の実施
10月下旬	申請要領の公表
12月8日 ～14日	入札参加資格申請（県内工事、県内コンサル（富古・八重山地域除く））
1月11日 ～21日	入札参加資格申請（県外工事、県外コンサル、県内コンサル（富古・八重山地域））
3月末	結果公表、通知
4月以降	新名簿による発注手続き開始

5 主観的事項（県独自評価）及び格付条件の主な改正点

今回の改正では、主観的事項において、工事成績及び社会貢献等に「ほ装工事」に関する評価項目を追加するとともに、技術者数、新卒者雇用及びマネジメントシステムの認証取得に関する要件等について所要の見直しを行う。

なお、格付条件における技術者の取扱いについては、主観的事項での技術者数の要件と区別し、従来どおり、平成24年12月1日現在の技術者数により判断するものとする。

★工事成績（改正）

格付5業種のうち、唯一対象外となっていた「ほ装工事」の成績を反映させる。

★技術者数（改正）

【改正前】

①12月1日現在の常勤技術者

②技術士（土木）+5点/人

【改正後】

→ 7月1日以前に雇用され、かつ、12月1日現在の常勤技術者

→ 技術士（土木）+3点/人

【理由】①継続雇用、名義貸し排除の観点から、雇用の規模の確認書類として徴収している社会保険標準報酬決定通知書等を活用し、実質的に5ヶ月以上の雇用期間を要件に追加する。

②客観的事項（経営事項審査）での取扱いに準じ、技術士の点数を1級技術者の点数に合わせる。

★新卒者雇用（改正）

優秀な人材確保を促す観点から、県内の新卒者に限定しない取扱いとする。

★マネジメントシステムの認証取得（改正）

【改正前】

①12月1日時点で登録

②ISO9000S及び14000S +20点

【改正後】

→ 12月1日時点で登録。但し、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び一部の支店等に限られている場合を除く

→ ISO9001及び14001 +13点

【理由】①ISO及びエコアクション21についても同様に、客観的事項（経営事項審査）での取扱いに準じることとする。

②客観的事項（経営事項審査）との重複を解消する観点から、ISOの配点を13点とすることで、実質的に従来どおりの配点バランスを維持する。（※経営事項審査でのISO配点は約7点）

★社会貢献等（改正）

格付5業種のうち、唯一対象外となっていた（社）沖縄県舗装業協会を評価団体に追加することで、より積極的な活動を促す。

★等級格付の条件における1級技術者

主観的事項での技術者数における5ヶ月以上の雇用を要件とせず、従来どおり、12月1日現在の技術者数により判断するものとする。

<参考>建設工事入札参加資格者の推移(当初名簿掲載者)

	合計	県外業者	県内業者(A)	許可業者数(B)	A/B (%)
平成15年	3,787	448	3,339	5,416	61.7
平成17年	3,627	433	3,194	5,521	57.9
平成19年	3,284	378	2,906	5,207	55.8
平成21年	2,854	325	2,529	4,911	51.5
平成23年	2,748	321	2,427	4,800	50.6

※許可業者数は前年度3月末時点

<参考>平成23・24年度入札参加資格者

格付5業種の等級別業者数(県内業者)

	特A	A	B	C	D	合計
土木工事業	81	379	267	391	502	1,620
建築工事業	82	122	145	248	273	870
電気工事業		203	189	107		499
管工事業		199	248	174		621
ほ装工事業		162	103			265

※当初名簿掲載者数